

第74回税理士試験

解答速報

相続税法

本解答は令和6年8月9日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2024年8/8(木)～8/21(水)



自己採点結果を入力するだけですぐに「予想得点」を送信します。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスも送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕 -50点-

問 1 (25点)

(1) 令和4年分の贈与税の課税価格

〔1〕 概要 (5点)

国債(1,000万円)と家屋(1,500万円)の合計額2,500万円から、贈与税の配偶者控除額(1,500万円)を控除した1,000万円となる。

$$1,000万円 + 1,500万円 - (\text{注})1,500万円 = 1,000万円$$

$$(\text{注})1,500万円 < 2,000万円 \quad \therefore 1,500万円$$

〔2〕 関連する条文

贈与税の配偶者控除

(1) 内容 (4点)

贈与により婚姻期間が20年以上である配偶者から(注)居住用不動産又は金銭を取得した者(その年の前年以前にその配偶者から取得した財産につきこの規定の適用を受けた者を除く。)が、その取得の日の属する年の翌年3月15日までにその居住用不動産をその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合又は同日までにその金銭をもって居住用不動産を取得して、これをその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合においては、その年分の贈与税については、課税価格から2,000万円(居住用不動産の価額と金銭のうち居住用不動産の取得に充てられた部分の金額との合計額が2,000万円に満たない場合には、その合計額)を控除する。

(注) 居住用不動産とは、専ら居住の用に供する土地等又は家屋で法施行地にあるものをいう。

(2) 申告要件 (1点)

この規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、贈与税の期限内申告書(期限後申告書及び修正申告書を含む。)又は更正請求書に一定の事項を記載し、かつ、一定の書類を添付した場合に限り、適用する。

(3) 婚姻期間 (1点)

婚姻期間の判定は、贈与時の現況による。

(2) 配偶者Bの相続に係る相続税の課税価格

〔1〕 概要 (6点)

遺産である現金8,000万円及び宅地9,000万円の合計額1億7,000万円に、相続開始前3年以内の贈与である国債1,000万円を加算した1億8,000万円が相続税の課税価格となる。なお、特定贈与財産相当額1,500万円は加算されない。

$$8,000万円 + 9,000万円 + 1,000万円 + (1,500万円 - 1,500万円) = 1億8,000万円$$

〔2〕 関連する条文

(1) 生前贈与加算 (4点)

相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始前7年以内に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、その贈与により取得した財産(その取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限り、特定贈与財産及び相続時精算課税適用財産を除く。以下「加算対象贈与財産」という。)の価額(加算対象贈与財産のうちその相続開始前3年以内に取得した財産以外の財産にあつ

ては、その財産の価額の合計額から 100 万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなす。

(2) 特定贈与財産 (3 点)

特定贈与財産とは、贈与税の配偶者控除に規定する婚姻期間 20 年以上の配偶者に該当する被相続人からの贈与によりその被相続人の配偶者が取得した居住用不動産又は金銭で次に定める部分をいい、その特定贈与財産は相続税の計算上生前贈与加算されない。

(イ) その贈与が相続開始の年の前年以前にされた場合で、その被相続人の配偶者がその贈与による取得の日の属する年分の贈与税につき贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けているとき……贈与税の配偶者控除の規定により控除された金額に相当する部分

(3) 経過措置 (1 点)

(1)の規定は、令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。なお、令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に相続又は遺贈（その被相続人からの相続時精算課税の適用を受ける贈与を含む。）により財産を取得する者については、(1)の 7 年とあるのは、3 年とする。

問 2 (25 点)

(1)について

〔1〕概要 (3 点)

公益財団法人 X は相続税の納税義務者とならないため、相続税の課税関係は生じない。

なお、配偶者 B 又は子 C の相続税又は贈与税の負担が不当に減少すると認められるときには、公益財団法人 X を個人とみなして相続税を課する。

〔2〕関連する条文

持分の定めのない法人に対する課税 (5 点)

持分の定めのない法人に対し財産の贈与、遺贈又は設立のための提供があった場合において、その贈与、遺贈又は提供によりその贈与、遺贈又は提供をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少すると認められるときは、その持分の定めのない法人を個人とみなして、贈与税又は相続税を課する。

(2)について

〔1〕概要 (8 点)

子 C が相続により取得した絵画の価額は、国等に相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税の規定により子 C の相続税の課税価格に算入しない。

なお、次の場合には絵画の価額は相続税の課税価格に算入される。

(1) 子 C が相続税の申告期限後に贈与(寄附)した場合

(2) 子 C 又は配偶者 B の相続税又は贈与税の負担が不当に減少すると認められる場合

(3) 絵画の贈与(寄附)の日から 2 年を経過した日までに、公益財団法人 X が公益財団法人に該当しない場合、又は同日においてその絵画をその公益を目的とする事業の用に供していない場合

〔2〕関連する条文

国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税(特定の公益法人等など)

(1) 非課税 (5 点)

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を申告期限までに国、地方公共団体、特定の公益法人等、認定特定非営利活動法人に贈与した場合には、その贈与によりその贈与をした者又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与

税の負担が不当に減少すると認められる場合を除き、その財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

(2) 取消し **(3点)**

特定の公益法人等、認定特定非営利活動法人で(1)の贈与を受けたものが、その贈与の日から2年を経過した日までに特定の公益法人等、認定特定非営利活動法人に該当しないこととなった場合又はその贈与により取得した財産を同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には、その財産の価額は、相続税の課税価格に算入する。

(3) 申告要件 **(1点)**

(1)の規定は、相続税の期限内申告書に一定の事項を記載し、かつ、一定の書類を添付した場合に限り、適用する。

〔第二問〕-50点-

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地H	A	<u>41,925,000</u> ①	$215,000 \times 1.00 \times 195\text{m}^2 = 41,925,000$
私道 I	A D	691,840 691,840 ①	(1) $200,000 \times 1.00 \times 0.94 \times (\text{注}) 0.92 \times 0.3 \times 80\text{m}^2 = 4,151,040$ (注) $\frac{20\text{m}}{4\text{m}} = 5 \therefore 0.92$ (2) $180,000 \times 0.3 \times 80\text{m}^2 = \underline{4,320,000}① (3) (1) < (2) \therefore 4,151,040 4,151,040 \times \frac{1}{6} = 691,840 4,151,040 \times \frac{1}{6} = 691,840 $
家屋 J	A	<u>9,100,000</u> ①	$9,100,000 \times 1.0 = 9,100,000$
雑種地 K	D	<u>14,299,740</u> ①	$180,000 \times 1.00 \times 0.97 \times 84\text{m}^2 = \underline{14,666,400}① 14,666,400 - (\text{注}) 366,660 = 14,299,740 (注)(1) 14,666,400 \times \frac{5}{100} \times \frac{1}{2} = 366,660 (2) 14,666,400 \times \frac{5}{100} \times \frac{1}{2} = 366,660 (3) (1) = (2) \therefore 366,660 $
雑種地 L	C	<u>55,860,000</u> ①	$100,000 \times 0.95 \times (1 - (\text{注}) 0.02) \times 600\text{m}^2 = 55,860,000$ (注) $(1 - \frac{250\% \times 400\text{m}^2 + 100\% \times 200\text{m}^2}{250\% \times 600\text{m}^2}) \times 0.1 = 0.02$

(7点)

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位:円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
(アスファルト舗装)	C	<u>275,240①</u>	$((\text{注}) 3,000,000 - 2,606,800) \times \frac{70}{100} = 275,240$ (注) $5,000 \times 600\text{m}^2 = 3,000,000$
(未収駐車場料)	C	<u>120,000①</u>	
M社株式	A	<u>10,170,000①</u>	(1) 東京 ① 707 ② 786 ③ $\frac{868+500 \times 1.0}{1+1.0} = 684$ ④ $\frac{857+500 \times 1.0}{1+1.0} = 678$ (円未満切捨) $\therefore 678$ (2) 名古屋 ① 708 ② 782 ③ $\frac{859+500 \times 1.0}{1+1.0} = 679$ (円未満切捨) ④ $\frac{861+500 \times 1.0}{1+1.0} = 680$ (円未満切捨) $\therefore 679①$ (3) (1)<(2) $\therefore 678$ $678 \times 15,000\text{株} = 10,170,000$
(株式の割当てを受ける権利)	A	<u>2,670,000①</u>	$(678 - 500) \times 15,000\text{株} \times 1.0 = 2,670,000$
N社株式	C	<u>6,900,000①</u>	$1,500 \times 4,600\text{株} = 6,900,000$

(6点)

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
定期預金 T	G	<u>20,008,842</u> ①	$20,000,000 + ((\text{注1}) 11,095 - (\text{注2}) 2,253) = 20,008,842$ (注1) $20,000,000 \times 0.2\% \times \frac{375\text{日}}{365\text{日}} - 20,000,000 \times 0.15\%$ $= 11,095$ ① (円未満切捨) (注2) $11,095 \times 0.20315 = 2,253$ (円未満切捨)
家庭用財産	A	<u>1,168,000</u> ①	$1,728,000 - (\text{注}) 560,000 = 1,168,000$ (注) 仏壇は相続税の非課税
(未支給年金)	A	—	相続税の課税関係なし。①
現金			
(その他の財産)	C D E B' A	40,000,000 20,000,000 20,000,000 20,000,000 ① 43,000,000	$128,000,000 - (40,000,000 + 20,000,000 \times 3) + (\text{注}) 15,000,000$ ① $= 43,000,000$ (注) 生命保険契約に関する権利 $30,000,000 \times \frac{1}{2} = 15,000,000$

（6点）

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないN社株式）の価額の計算

イ 評価方式の判定

(1) 同族株主等の判定

86% > 50% ∴ 同族株主

(2) 取得者の判定

C 86% ≥ 25% ∴ 中心的な同族株主…原則的評価方式①

ロ 1株当たりの価額の計算

(単位:円)

計 算 過 程

(1) 特定の評価会社の判定

直前期末 ㊸、㊹が0

直前々期末 ㊸、㊹が0 ∴ 比準要素数1の会社①

(2) 比準要素

$$\text{㊸} \cdots \frac{(0+0) \times \frac{1}{2}}{\text{(注1)} 200,000 \text{株}} = 0$$

(注1) $10,000,000 \div 50 = 200,000 \text{株} \text{①}$

$$\text{㊹} \cdots \text{①} \frac{\text{(注2)} 0}{200,000 \text{株}} = 0$$

(注2) $\text{(注3)} \triangle 108,000 < 0 \quad \therefore 0$

(注3) 千円未満切捨

$$\text{②} \frac{\text{(注4)} 0 \times \frac{1}{2}}{200,000 \text{株}} = 0$$

(注4) $\triangle 108,000 - 2,842,000 < 0 \quad \therefore 0$

③ ① = ② ∴ 0

$$\text{㊺} \cdots \frac{26,879,000}{200,000 \text{株}} = 134 \text{(円未満切捨)}$$

(3) 評価額

① 純資産価額

(イ) $(56,194,000 - \text{(注5)} 36,327,000) - (54,156,000 - 36,327,000) = 2,038,000$

(注5) $24,327,000 + 12,000,000 = 36,327,000 \text{①}$

(ロ) $(イ) \times 37\% = 754,000 \text{(千円未満切捨)}$

(ハ) $56,194,000 - 36,327,000 - (ロ) = 19,113,000$

(ニ) $\frac{\text{(ハ)}}{10,000 \text{株}} = 1,911 \text{①} \text{(円未満切捨)}$

(5点)

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないN社株式）の価額の計算（続き）

ロ 1株当たりの価額の計算（続き）

（単位：円）

計 算 過 程	
(注6) $86\% > 50\%$ $\therefore \frac{80}{100}$適用なし。 ② (注7) $268 \times 0.25 + 1,911 \times (1 - 0.25) = 1,500$ (円未満切捨) (注7)類似業種比準価額 (イ) (注8) $337 \times \left[\frac{\frac{0}{9.8} + \frac{0}{55} + \frac{134}{558} (0.24)}{3} \right] \times 0.5 = 13.4$ (0.1円未満切捨) (注8) ㉑ 369 ㉒ 363 ㉓ 364 ㉔ 362 ㉕ 337 $\therefore 337$ ㉖ (ロ) (イ) $\times \frac{(注9) 1,000}{50} = 268$ ㉗ (注9) $\frac{10,000,000}{10,000株} = 1,000$ ③ ㉖ $>$ ㉗ $\therefore 1,500$	

(3) 小規模宅地等の特例の計算

（単位：円）

計 算 過 程	
①特例対象宅地等 A 宅地H $\frac{41,925,000}{195\text{m}^2} \times 80\% \times 330\text{m}^2 = 56,760,000$ 順位① C 雑種地L $\frac{55,860,000}{600\text{m}^2} \times 50\% \times 200\text{m}^2 = 9,310,000$ 順位② 対象者・対象財産・対象地積・減額割合・限度面積が合っていて① ②特例対象宅地等の減額金額 A 宅地H $41,925,000 \times \frac{195\text{m}^2}{195\text{m}^2} \times (1 - \frac{20}{100}) = 33,540,000$ C 雑種地L $55,860,000 \times \frac{81.81\text{m}^2}{600\text{m}^2} = 7,617,272$ (円未満切捨) $7,617,272 \times (1 - \frac{50}{100}) = 3,808,636$ (注) $195\text{m}^2 \times \frac{200}{330} + 81.81\text{m}^2 \leq 200\text{m}^2$ ㉘	

（4点）

(3) 小規模宅地等の特例の計算(続き)

(単位:円)

計 算 過 程		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額
宅地	A	$\triangle 33,540,000$ ①
雑種地	C	$\triangle 3,808,636$ ①

(4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位:円)

債務及び葬式費用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債務	A	$\triangle 2,730,000$	$700,000 + 780,000 + 1,250,000 = 2,730,000$ 遺言の執行費用は控除できない。
葬式費用	A C	$\triangle 1,975,000$ $\triangle 1,975,000$	$2,500,000 + 700,000 + \underline{50,000} \text{①} + 700,000 = 3,950,000$ 香典返しの費用、初七日法要の費用、永代供養料は控除できない。 香典は贈与税の非課税 $\left. \begin{array}{l} 3,950,000 \times \frac{1}{2} = 1,975,000 \end{array} \right\}$

(3点)

(5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
生命保険金等	C	30,000,000	(1) $3,000,000 \times 9.471 = 28,413,000$ (2) $3,000,000 \times 46.574 = 139,722,000$ ① (3) (1) < (2) $\therefore 28,413,000$
	E	14,206,500	$28,413,000 \times \frac{1}{2} = 14,206,500$
同上の非課税金額	C	$\triangle 16,965,831$	$5,000,000 \times 5$ (法定相続人の数) $= 25,000,000$ ① $< 30,000,000 + 14,206,500 = 44,206,500$
	E	$\triangle 8,034,169$	$25,000,000 \times \left[\begin{array}{l} \frac{30,000,000}{44,206,500} = 16,965,831 \\ \frac{14,206,500}{44,206,500} = 8,034,169 \end{array} \right]$
()			
退職手当金等	A	12,000,000	$10,000,000 +$ (注) $2,000,000 = 12,000,000$ ① (注) $5,000,000 - 500,000 \times 6 = 2,000,000$
同上の非課税金額	A	$\triangle 12,000,000$	$5,000,000 \times 5$ (法定相続人の数) $= 25,000,000 \geq 12,000,000$ $\therefore 12,000,000$

(3点)

(6) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産の価額	計算過程
R 3	A	8,500,000	Y社株式
R 6	E	0	信託受益権 $30,000,000 - (\text{注}) 30,000,000 = 0$ (注) $30,000,000 \leq 60,000,000 \therefore 30,000,000 \text{①}$

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産の価額	計算過程
R 6	A	0	現金 $1,000,000 - 1,100,000 \text{①} \leq 0 \therefore 0$

(8) 各相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区 分		子A	孫C	孫D	孫E	子G	妻B'
遺贈による 取得財産		75,184,840	99,346,604	34,991,580	20,000,000	20,008,842	20,000,000
みなし 取得 財産	生命保険金等		<u>13,034,169</u>		<u>6,172,331①</u>		
	(退職手当金等)	<u>0①</u>					
	()						
債務 等	債務	<u>△2,730,000 ①</u>					
	葬式費用	<u>△1,975,000</u>	<u>△1,975,000 ①</u>				
生前贈与財産の 加算額		<u>8,500,000①</u>			0		
課税価格 (1,000円未満切捨て)		78,979,000	110,405,000	34,991,000	26,172,000	20,008,000	20,000,000

(7点)

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産総額
290,555① 千円		30,000+6,000×5 (法定相続人の数) =60,000① 千円	230,555 千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
A・G	$\frac{1}{3}$	76,851 千円	16,055,300 円
C・D・E	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{3}$	25,617	3,342,550
	①		
合計	5人	1	(100円未満切捨て) 42,138,200円

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 区分		子A	孫C	孫D	孫E	孫G	妻B'
算出税額		11,454,054	16,011,660	5,074,625	3,795,635	2,901,691	2,900,531
加算 又は 減算	相続税額の 2割加算額						580,106
	贈与税額控除額	△1,320,000①					
	配偶者の 税額軽減額						
	未成年者控除額						
	障害者控除額	△2,663,118	△4,207,689	△1,333,556	△3,795,635		
納付税額 (100円未満切捨て)		7,470,900	11,803,900	3,741,000	0①	2,901,600①	3,480,600

(注) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

(6点)

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	金 額	計 算 過 程
相続税額の2割加算額	<u>B'</u> 対象者①	580,106	$2,900,531 \times \frac{20}{100} = 580,106$
贈与税額控除額	A	△1,320,000	R3 $(8,500,000 - 1,100,000) \times 30\% - 900,000 = 1,320,000$
()			

(1点)

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算 (続き)

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	金 額	計 算 過 程											
配偶者の税額軽減額														
()														
障害者控除額	E A C D	$\triangle 3,795,635$ $\triangle 2,663,118$ $\triangle 4,207,689$ $\triangle 1,333,556$	$200,000 \times (85\text{歳} - 25\text{歳}) = \underline{12,000,000}\textcircled{1}$ $> 3,795,635 \quad \therefore 3,795,635$ (1) $12,000,000 - 3,795,635 = 8,204,365$ (2) <table><tr><td>A</td><td rowspan="3">{</td><td rowspan="3">(1) × {</td><td>$\frac{10,134,054}{31,220,339}$</td><td rowspan="3">= 2,663,118</td></tr><tr><td>C</td><td>$\frac{16,011,660}{31,220,339}$</td><td rowspan="2">= 4,207,689</td></tr><tr><td>D</td><td>$\frac{5,074,625}{31,220,339}$</td><td rowspan="2">= 1,333,556</td></tr></table> $A \cdot C \cdot D$ の算出相続税額であん分して①	A	{	(1) × {	$\frac{10,134,054}{31,220,339}$	= 2,663,118	C	$\frac{16,011,660}{31,220,339}$	= 4,207,689	D	$\frac{5,074,625}{31,220,339}$	= 1,333,556
A	{	(1) × {	$\frac{10,134,054}{31,220,339}$	= 2,663,118										
C			$\frac{16,011,660}{31,220,339}$				= 4,207,689							
D			$\frac{5,074,625}{31,220,339}$		= 1,333,556									

(2点)

□合格ラインの読み口

理論については、2問体制で問1、問2ともに事例形式での出題でした。読み取りに時間を要し、難度の高い問題でした。細部の解答は困難ですが、大枠を万遍なく解答できたかがポイントとなります。

計算については、総合問題のみの出題でボリュームは中程度の問題でした。土地の権利関係など正答が難しい項目もありましたが、その他は比較的解答しやすい問題でした。全体的に手を付け、部分点をいかに拾うことができたかがポイントとなります。

以下、各問の合格ラインについて簡単に触れることにします。

〔第一問〕

1. 問1の理論問題は、事例に応じた贈与税の課税価格と相続税の課税価格について、関連する条文とともに問う問題でした。解答に当たり、必ず触れるべき規定（贈与税の配偶者控除）が指定されていることも特徴です。

課税価格の金額や贈与税の配偶者控除の規定を正確に解答し、その上で「生前贈与加算」及び「特定贈与財産」についても解答したいところです。

なお、「居住者」という問題の表現のみでは納税義務者の区分の特定ができないため、納税義務者の区分を前提とした課税財産の範囲や課税価格は解答不要と判断しています。（問2も同様の判断をしています。）

2. 問2の理論問題は、公益財団法人へ財産を寄附する場合の相続税の課税関係について、関連する条文とともに問う事例問題でした。問1と同様に、必ず触れるべき規定（相続税の非課税措置）の指定がありました。

(1)の設問については「持分の定めない法人に対する課税」、(2)の設問については「国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税」を関連する条文として解答したいところです。

寄附のタイミングにより非課税の適用が受けられないことなど課税されるケースにも触れるとアドバンテージになると思われます。

〔第二問〕

計算問題は、財産評価を中心とした総合問題でした。個々の財産評価では、土地に関して「整形地」「賃借権等の目的となっている雑種地」「私道」「容積率の異なる雑種地」などの論点が出題されており、そのうち宅地H及び雑種地Lについては、正答しておきたいところです。また、取引相場のないN社株式に関しては、特定の評価会社（比準要素数1の会社）の出題でしたが、十分に完答が可能な内容でした。

一部解答箇所に迷う部分もありましたが、納付税額まで到達できる内容であったと思います。雑種地Kの関連項目や障害者控除の控除不足額の取扱いなど難度の高い項目に時間を掛けずに、万遍なく解答しておきたいところです。

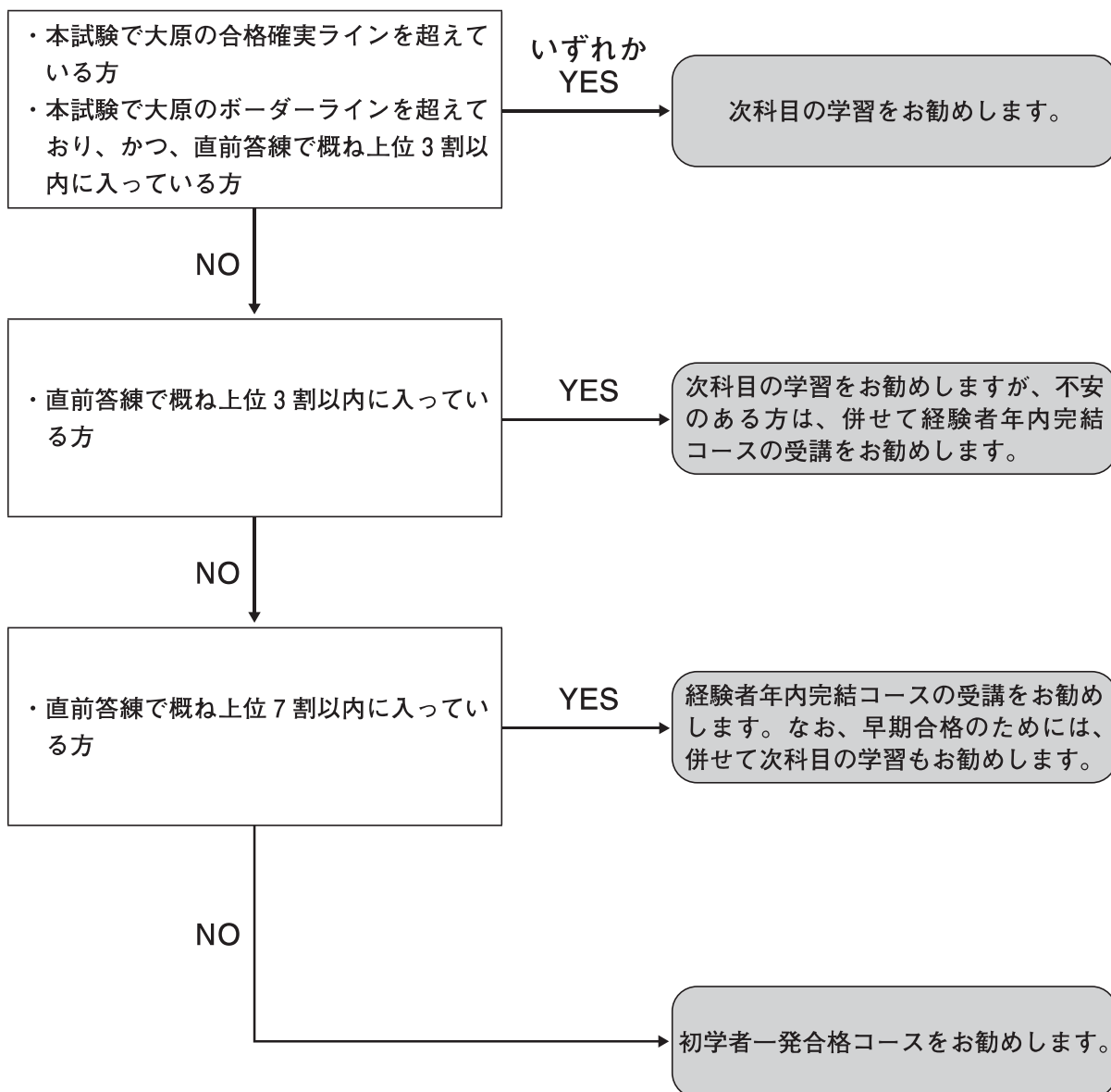
全体としてのボーダーラインは理論34点、計算37点、合計71点前後になると思われ、合格確実ラインは合計81点以上になると思われます。

学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

また、各コースの内容も併せて参考にしてください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談を承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



コ ー ス 紹 介

【初学者一発合格コース】

講義回数：79回（週2回）

学習経験者であっても知識の定着レベルが低い方（目安として、受験専門学校の直前答練で上位7割未満の方）については、ある程度の知識が身に付いていることを前提に進められる経験者コースを受講するより、初学者一発合格コースを受講していただき、知識の定着を図っていただくことが税理士試験の合格のために重要となります。

相続税法初学者一発合格コースは、年内の4ヶ月で基礎項目及び本試験での出題頻度が高い項目を確認することができ、重要基礎項目の一巡が可能となり、理論・計算ともに基礎力を確実に身に付けることができます。

また、厳選した実力養成問題を解答いただくことにより、年明けより本試験に直結する応用項目の学習が可能になります。なお、初学者コースと経験者コースの学習範囲に差はございません。

【経験者年内完結コース】

講義回数：14回（週1回）

受験専門学校の直前答練で上位3割以内の成績であったものの本試験においてボーダーライン以下となられた方、受験専門学校の直前答練で上位3割超から7割までの学習習熟度であった方を対象としたコースです。

週1回の講義ペースで、講義と問題演習（講義：演習の比率は7：3）を実施するカリキュラムとなっています。計算項目は本試験での出題頻度が高い項目を講義で確認し、演習において基礎項目もご解答いただきます。理論項目は毎講義2～3題の理論を確認し、翌講義で実施するミニテストにおいて個別問題から応用問題まで幅広くご解答いただき、知識の定着を図ります。また、確認テスト（1か月単位で実施する復習テスト）を4回実施することで9月から12月に実力を伸ばし、1月からの経験者完全合格コースで更なる上位を目指すためのコースとなります。

<主な学習項目>

計算：納税義務者、債務控除、不整形地の評価、借地権等の評価、小規模宅地等の特例、類似業種比準価額の計算、純資産価額の資産負債計算など

理論：納税義務者、みなし取得財産、非課税財産、小規模宅地等の特例、相続時精算課税、税額計算に関する規定、申告手続規定、延納・物納、農地等・非上場株式等の納税猶予及び免除など

<配布教材>

計算テキスト、財産評価テキスト、理論テキスト、計算問題集（年内完結）1・2、確認テスト